札幌市医療的ケア児支援検討会ライフステージに応じた課題整理まとめ

福

札幌市のライフステージに応じた医療的ケア児支援

学齢期以降 学齢期(~15歳) 出生~地域移行期 乳幼児期 18歳 保健センター・保健師の相談、訪問、健診 年齢に関係なく利用可能な障がい福祉サービス【例】相談支援、居宅介護、移動支援、短期入所等 児童発達支援 放課後等デイサービス 動支援 保育所等訪問支援 重度訪 児童クラブへの 公立保育所の保育モデル事業 問介護 看護師配置 私立保育所への看護師配置 共同生 補助 活援助 市立特別支援学校(豊成) 市立特別支援学校(北翔) 市立幼・小・中・高校への看護師配置 サポート医師配置: 医ケア児受入に関する指導、助言 医療的ケア児等支援者養成研修 札幌市医療的ケア児支援検討会 医療費助成・各種手当等の経済的支援等

これまでの検討会で出現した課題

出生~地域移行期

○相談先や情報の不足

その他

- ○退院に向けた医療と福祉の連携
- ○地域生活を支える連携体制の立ち上げ
- ○保護者の心理的ケア

乳幼児期

- ○地域生活の定着・生活サイクルの確立
- ○適切な支援機関の選択
- ○保育所等の受け入れ先不足
- ○保護者の愛着形成

学齢期

- ○保護者の負担軽減
- ○放課後の居場所づくり
- ○学校医と主治医の連携

学齢期以降

- ○卒業後の進路及び生活実態の把握
- ○受け入れ先不足
- ○医療・福祉の小児から成人へのトラン ジション

全体

○支援者の人材育成、○家族支援、兄弟支援、○医ケア児に関する情報収集と共有 ○受入側の不安解消、○支援者同士の連携

~札幌市の主な医療的ケア児支援の取組~

〇医療的ケア児者を含めた重症心身障がい児者の受入先を促進する事業

例) ①障害福祉サービス事業所等に対する看護職員配置にかかる人件費や医療機器等の購入の補助 ②生活介護・短期入所事業所等の新設整備費の一部補助 ③医師等が、障害福祉サービス事業所、学校、保育所等の相談に応じて、医療的ケア児の受入体制の整備に必要な助言や指導、巡回等を実施するサポート医師の配置

〇災害時の非常用電源購入助成

人工呼吸器などを使用する在宅の障がい児者に対する非常用電源装置等の購入助成

〇支援者を養成するための研修実施

医療的ケア児等の支援に必要な専門知識等を習得するがい研修

〇「札幌市医療的ケア児支援検討会」の開催

札幌市の医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携をより一層図るための 協議の場を設置

〇札幌市児童クラブにおける看護師配置事業

児童クラブ3カ所に看護師を配置。小学校に配置する看護師にそのまま放課後の時間も対応して もらえるよう、教育委員会が一括契約をしている(教育委員会へ予算委託)。

〇医療的ケア児保育モデル事業

ちあふる・しろいしで1名受入れ。ちあふる・あつべつ、にし、ていねにおいて、受入れに向け 調整中。

〇医療的ケア児保育支援補助金

認可保育所で看護師を配置した場合に1施設5,289千円を補助。対象児童及び看護師が複数名いる場合は、1施設10,579千円を補助。(令和4年度基準単価)

〇豊成/北翔支援学校における取組

- ・R4.5.1現在の両校における在籍児童生徒数(うち医ケア児数)は、豊成が13人(うち10人) /北翔が26人(うち24人)となっている。
- ・医療的ケアの実施に当たっては、ニーズに即応する体制を確保するため、看護師を市の職員として配置(豊成:4名/北翔:6名)。また、特定の教員(認定特定行為業務従事者)もケアを行っている。
- ・さらに、両校においては、介護員、PT/OT、医療相談医(歯科摂食/整形)及び医療的ケア 児サポート医師により各種のケア体制の確保を図るとともに、児童生徒の登下校に際して は、タクシー費用の助成も行っている。
- ・通学に当たっては、保護者の「常時付添い」が札幌市特別支援学校学則で規定されていたが、保護者の負担軽減等の観点に基づき、学則から『常時』を削除した改正学則を令和4年4月1日付けで施行した。

なお、学則改正に際しては、令和3年度に、医療、福祉、保護者等の関係者により構成された「付添い軽減検討ワーキング会議」を立ち上げ、両校における学校運営体制や付添い軽減の具体などに関して、現在も検討を続けているところ。

〇豊成/北翔以外の学校における取組

- ・医療的ケアの実施に当たっては、平成30年度に「小中学校における看護師配置モデル事業」として、業務委託により看護師配置(派遣)を開始。順次、対象校・児童生徒数を拡大しながら、令和4年度にはモデル事業を「市立学校における看護師配置事業」に格上げ。学校種に限らず、配置を希望する全ての学校に対し、看護師を週5日配置(R4実績:12校/13人)している。
- ・また、日常的に食事、移動等の介助を必要とする医療的ケア児に対しては、教員や介助アシ スタント(有償ボランティア)による介助も実施している。

教